

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
1	入札説明書	8	(2)	入札に係る留意事項	これまでの地産地消型P P A（群馬モデル）では、県から小売電気事業者への電力売却単価は15円/kWhで固定としていたが、今回はその電力売却単価について、入札により競争するということか。	ご認識のとおりです。 入札では、買受人（入札参加者）が希望する電力売却単価に、「207,578,000kWh」を乗じた金額にて入札をしてください。また、金額の算出に当たっては、全ての指定需要家における指定価格の3年間の総額「3,440,391,335円」を参考にしてください。ただし、この総額は、指定需要家における3年間の供給予定量「163,189,308kWh」に対する金額であり、その平均単価は約「21.08円/kWh」であることに留意願います。 （参考例：電力量料金単価を15.5円とした場合、15.5円×207,578,000kWh=「3,217,459,000円」←こちらが入札書に記入する額）	入札説明書 8 入札・開札 (2)入札に係る留意事項 仕様書 8 指定需要家への供給 (4)	11月7日
2	仕様書	57		売却電力量供給予定量	目標売却電力量「207,578,000kWh」と指定需要家への供給予定量「163,189,308kWh」との差「44,388,692kWh」の取り扱いはどうなるか。	売却電力量が指定需要家の電力使用量に比べ超過する場合には、買受人の責任においてその超過分を取り扱うこととするとしております。なお、その場合、販売先等の指定はありません。	仕様書 8 指定需要家への供給 (1) 契約書案 第6条 第2項	11月7日
3	入札説明書	12	(1)	落札者の決定方法	本件について、予定価格は設定されているのか。設定されている場合、その金額以下で入札した場合の取り扱いはどうなるか。	予定価格は設定しています。 その価格を下回る札については、予定価格に満たないとして失格となります。	入札説明書 12 落札者の決定方法 (1)	11月7日
4	仕様書	8	(4)	指定需要家への供給	指定需要家が提示した指定価格は、確実にその金額で契約できるのか。	指定需要家の示した金額を上限とすることを基本として、小売電気事業者と各需要家が協議し、最終的には両者の間で締結する電力需給契約により決定します。 なお、各指定需要家ごとの指定価格は、参加資格を有する入札参加者に対して提示します。	仕様書 8 指定需要家への供給 (4) 契約書案 第10条 第1項、第2項	11月7日
5	入札説明書	8	(2)	入札に係る留意事項	入札において提示する金額には、発電側課金の料金も含まれているという認識でよろしいでしょうか。	入札において提示いただく金額には、系統連系受電サービス料金（発電側課金）は含まれていません。	仕様書 16 系統連系受電サービス料金（発電側課金） 契約書案 第14条 第3項	11月7日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
6	仕様書	16		系統連系受電サービス料金（発電側課金）	系統連系受電サービス料金については、実質買受人の負担となり、同額を企業局からの請求時に相殺する形という認識で間違いはないでしょうか。	ご認識のとおりです。 仕様書16(4)において「企業局から買受人への系統連系受電サービス料金の支払は、「12」で規定する電力量料金に系統連系受電サービス料金相当額を加えた額から相殺することにより行うこととする。」としております。	仕様書 16 系統連系受電サービス料金（発電側課金）（4） 契約書案 第14条 第3項	11月7日
7	仕様書	8		指定需要家への供給	指定需要家が提示した指定価格には、再生可能エネルギー賦課金は含まれているのでしょうか。	指定需要家が提示した指定価格には、再生可能エネルギー賦課金は含まれておりません。	仕様書 8 指定需要家への供給（4）	11月7日
8	仕様書	3	9	発電計画	年間（月ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW）でご提出いただくことは可能でしょうか。	年間計画の提出は可能ですが、様式・記載内容等については契約締結後の運用申合に関する協議により決定するものとします。	仕様書 9 発電計画 契約書案 第17条 運用申合書	11月14日
9	仕様書	4	14	非化石価値等	「対象発電所に係る非化石価値の認定申請については企業局にて行う。」とありますが、落札者となった事業者がアグリゲーターの資格を有する場合、事業者側にて非化石価値認定に係る申請の手続きや費用の負担することは可能でしょうか。	買受人による申請でも差し支えありません。	仕様書 14 非化石価値等 契約書案 第11条 第3項	11月14日
10	仕様書	4	14	非化石価値等	設備IDの認定をされている場合設備IDと運転開始日をご教示ください。	設備IDについては、落札者にお伝えします。設備IDの有無と運転開始日は別添のとおりです。	仕様書 14 非化石価値等 契約書案 第11条 第1項	11月14日
11	仕様書	4	15	容量市場	容量市場へは何電源で登録されていますでしょうか。	電源区分については、参加資格を有すると認められたものに対して提示します。	仕様書 15 容量市場 契約書案 第12条	11月14日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
12	電力売却契約書（案）	2	第7条	（売却電力量の計量）	計量値のお知らせ等の提出資料について電子印の会社印（角印）を使用しての提出でもよろしいでしょうか。	電子印で構いません。	仕様書 8 指定需要家への供給（4）	11月14日
13	仕様書	8		指定需要家への供給	需要家への請求時において、燃料調整は請求しない前提でよろしいのでしょうか。もし燃料調整費を含める場合、基準や指定の燃料調整額はございますでしょうか。	指定価格は、需要家の希望電力量に対して、基本料金、従量料金等を含めた需要家が許容できる電力料金総額となります。この総額には、消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金は含みません。 小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給（4） 契約書案 第10条 第1項、第2項	11月20日
14	仕様書	8		指定需要家への供給	需要家情報を開示いただく際に、各需要家様の電気料金支払い条件についても開示いただけますでしょうか。	開示できる情報はありません。 小売電気事業者と指定需要家との協議の際に確認してください。	仕様書 8 指定需要家への供給（4） 契約書案 第10条 第1項、第2項	11月20日
15	「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	1	5	目標売却電力量	コマ別の目標売却電力量データ（Excel）をご教示いただくことは可能でしょうか また、目標売却電力量における出水率および事故率（計画外停止率）の前提をご教示いただけますでしょうか	目標売却電力量は、過去実績等から算出した可能発電電力量から所内電力量を除き、30日以上連続停止については考慮して算出しております。出水率および事故率は使用しておりません。		11月20日
16	「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書			別紙6	過去5ヵ年の発電所別の出水率およびコマ別実績値（令和6年度は別紙6であるため除く）ならびに事故停止等のトラブル有無をご提示いただけますでしょうか	各年度の出水率、コマ別実績値および事故等による計画外停止については別紙A、B、Cのとおりです。なお、出水率は月の実績可能電力量を平水年における月平均可能電力量で除し、百分率で表したことになります。 また、コマ別実績値は、令和2、3年度は取りまとめていませんので提示することはできません。	別紙A、B、C	11月20日
17	「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	指定需要家への電力・非化石供給は30分同時同量までは求められないという理解で齟齬ございませんでしょうか	ご認識のとおりです。	仕様書 8 指定需要家への供給（2）	11月20日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日												
		頁	項目	項目名																
18	「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	企業局からの「売却電力量が指定需要家の電力使用量に比べ超過する場合には、買受人の責任においてその超過分を取扱う」とあるが、超過分については当社において他の需要家に販売するなどし、自由に活用してもよいか。	ご認識のとおりです。	仕様書 8 指定需要家への供給（1） 契約書案 第6条 第2項	11月20日												
19	「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	非化石価値が不足した場合に小売電気事業者が別途調達する非化石価値（再エネ指定）については、具体的にはFIT非化石証書および再エネ指定の非FIT非化石証書のどちらもが適用可能という理解でよいか。	ご認識のとおりです。	仕様書 8 指定需要家への供給（2）	11月20日												
20	「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	非化石証書（再エネ指定）については「各年度の電力の供給期間（4月～翌年3月）に対し、非化石価値の期間は当該年1月～12月となる。また、初年度については、非化石価値の期間は4月から12月となる」とあるが、最終年度の電力の供給期間1～3月に発電したことに伴い発生した非化石価値は買受人に帰属するという理解でよいか。	ご認識のとおりです。	仕様書 8 指定需要家への供給（2）	11月20日												
21	「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	「水力発電が持つ非化石価値については、非化石証書（再エネ指定）として（1）の電力とともに供給するため、指定需要家へ供給される電力は実質再エネ100%の電力となる」とあるが、供給される電力の全量が小売ガイドライン※上における再エネではなく実質再エネの供給となっても問題ないか。具体的には、対象発電所の発電電力も含んだ全電源平均の電力に対し非化石証書（再エネ指定）をあてることで、実質再エネ100%としてもよいか。 ※「電力の小売営業に関する指針」p.32 より <table><tr><th colspan="4">「再エネ」表示の整理</th></tr><tr><td>①再エネ指定証書 +非FIT再エネ電源</td><td>②再エネ指定証書 +FIT電気</td><td>③再エネ指定証書 +①②以外の電源の電気(JEPX 調達・化石電源等)</td><td>④証書使用なし</td></tr><tr><td>再エネ</td><td>再エネ (+FIT 電気の説明)※1</td><td>実質再エネ (+調達電源の説明)※2</td><td>訴求不可</td></tr></table>	「再エネ」表示の整理				①再エネ指定証書 +非FIT再エネ電源	②再エネ指定証書 +FIT電気	③再エネ指定証書 +①②以外の電源の電気(JEPX 調達・化石電源等)	④証書使用なし	再エネ	再エネ (+FIT 電気の説明)※1	実質再エネ (+調達電源の説明)※2	訴求不可	供給される電力が実質再エネ100%であれば問題ありません。	仕様書 8 指定需要家への供給（2）	11月20日
「再エネ」表示の整理																				
①再エネ指定証書 +非FIT再エネ電源	②再エネ指定証書 +FIT電気	③再エネ指定証書 +①②以外の電源の電気(JEPX 調達・化石電源等)	④証書使用なし																	
再エネ	再エネ (+FIT 電気の説明)※1	実質再エネ (+調達電源の説明)※2	訴求不可																	
22	「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	「不足分及び超過分については（1）及び（2）の対象外となり、その取扱い等については、指定需要家と小売電気事業者との電力需給契約に委ねる」とあるが、不足分及び超過分に関して、非化石価値をあてない全電源平均による電力供給等は許容されるか。	小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給（3）	11月20日												

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
23	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	指定需要家への供給についての契約内容の見直しについて、物価上昇等の社会情勢の変化があった場合は都度、指定需要家への電力料金等を協議し見直すことは可能になりますでしょうか。	小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給	11月20日
24	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	指定需要家への供給について契約後の各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値としますが、特別高圧の契約電力は協議制のため固定されます。変更の場合はお申込みをいただき契約電力が変更となりますのでご了承ください。	小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給	11月20日
25	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	指定需要家への供給について電気の需給契約は1年を単位としており、新たに電気の需給契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則としております。1年に満たないで需給契約を廃止される場合は、1年未満のご使用としての料金の精算、期中解約金を申し受けます。また、契約電力等を1年に満たないで減少される場合は、当該部分について1年未満のご使用として料金を精算させていただきます。1年未満のご使用としての料金の精算および期中解約金は、料金最終請求月に料金精算させていただきますがよろしいでしょうか。	小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給	11月20日
26	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	指定需要家への供給につきましては電力量単価が単一となる料金プランでの応札となります。 実際の料金算定にあたっては、各月の実測力率により基本料金を算定することとし、電力量料金については当該月の燃料費調整単価および市場価格調整単価による調整を行うことでよろしいでしょうか。 また、これらの調整については、指定料金に含まない認識でよろしいでしょうか。	指定価格は、需要家の希望電力量に対して、基本料金、従量料金等を含めた需要家が許容できる電力料金総額となります。この総額には、消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金は含みません。 小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給（4） 契約書案 第10条 第1項、第2項	11月20日
27	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	指定需要家への供給につきましては受電場所ごとに請求書とすることでよろしいでしょうか。また、受電場所ごとの内訳を一つの電子データにして添付することとありますが、弊社のWEBサイトより内訳書を閲覧・ダウンロードしていただく事でよろしいでしょうか。	小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給	11月20日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
28	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	電気料金のお支払いが口座引き落としの場合、請求書は郵送されませんので弊社のWEBサイトより「電気料金等請求書・請求金額内訳」お知らせさせていただきます。締め日翌日8時以降に閲覧・ダウンロードが可能となりますがよろしいでしょうか。 なお、「電気料金等請求書・請求金額内訳」はインボイス制度に対応した適格請求書となりますが、押印は必須ではないため省略しております。 また、代表者名、責任者名、担当者名、連絡先等の表示もございません。	小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給	11月20日
29	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	弊社では、2026年3月末を以て旧電気料金プランが廃止となるため、2026年4月1日に電気需給約款の改定を予定しています。それに伴い、燃料費調整制度(基準燃料価格、基準燃料単価および係数)ならびに市場価格調整制度(基準市場価格、基準市場単価)が見直されます。弊社が落札した場合は、2026年4月1日に電気需給約款による算定を行いますよろしいでしょうか。	小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給	11月20日
30	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	一般送配電事業者の託送供給約款の見直し（レベニューキャップ制度）等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただきたいと存じますが応じていただけますか。 ※レベニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配電設備の強靱化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用料であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューにおいて単価の変更を実施しております。	小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給	11月20日
31	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	2	8	指定需要家への供給	指定需要家への電力料金について、落札候補者決定にあたっての評価の対象となりますでしょうか。 また、評価の対象となる場合、「入札金額」と「指定需要家への電力料金」の評価の配分について公表いただくことは可能でしょうか。	評価の対象となりません。	入札説明書 8 入札・開札 (2)入札に係る留意事項	11月20日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
32	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	3	9	発電計画	ダム式の発電所については需要にあわせたピーク運転の実施余地はございますでしょうか（指定需要家への供給の観点からも有用と思料） もし、実施余地が無い場合には理由をご教示いただけますでしょうか	ピーク運転の実施余地はありません。 中之条ダム発電所は、中之条ダムからの河川維持流量の放流を利用したダム式発電所であるためです。 高津戸発電所は、その上流のダム放流及び上流発電所のピーク発電流量を、高津戸ダムで調整して流量一定により発電する必要があるためです。	仕様書 9 発電計画 契約書案 第17条 運用申合書	11月20日
33	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	3	11	設備の定期点検、修繕等に伴う発電停止	当該停止影響は、売却電力量に考慮済みとの理解で齟齬ございませんでしょうか	ご認識のとおりです。	仕様書 11 設備の定期点検、修繕等に伴う発電停止	11月20日
34	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	4	15	容量市場	「買受人の責めに帰すべき事由」とございますが、具体的にどういったケースを念頭に置いているのでしょうか	発電制約に関する群馬県企業局への連絡漏れ等によりペナルティが発生した場合などを想定しております。	仕様書 9 発電計画 契約書案 第17条 運用申合書	11月20日
35	「地産地消型P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への電力売却契約 仕様書	5	16	系統連系受電サービス料金（発電側課金）	対象発電所における想定kW課金・kWh課金の金額を発電所別・月別にご教示いただけますでしょうか	提示できません。		11月20日
36	「地産地消型P P A（群馬モデル）」電力売却契約書（案）	3	第12条	容量市場	「買受人の責めに帰すべき事由」とございますが、具体的にどういったケースを念頭に置いているのでしょうか	発電計画の提出漏れや発電制約に関する群馬県企業局への連絡漏れ等によりペナルティが発生した場合などを想定しております。	仕様書 9 発電計画 契約書案 第17条 運用申合書	11月20日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
37	06_「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者へ	2	8	指定需要家への供給	「（４）買受人が指定需要家から徴収する電力料金は、各指定需要家ごとに指定する金額（以下「指定価格」という。）を上限とすることを基本とする。ただし、各指定需要家の供給施設への電力料金及びその構成等は、買受人と指定需要家との電力需給契約により決定するものとする。 なお、各指定需要家ごとの指定価格は、参加資格を有すると認められたものに対して提示するが、全ての指定需要家における令和８年度から令和１０年度までの供給予定量に対する指定価格の３年間の総額は、３，４４０，３９１，３３５円（消費税及び地方消費税相当額並びに再生可能エネルギー賦課金を含まない）である。」と記載がありますが指定価格については燃料費調整額および市場価格調整額は含まれるものなのでしょうか？それとも、今回調達させていただく水力由来の電源は燃料費調整および市場価格調整の影響を受けないため、これらは小売価格に含まないこととなっているのでしょうか？なお、燃料費調整額および市場価格調整額が含まれる場合、基準燃料価格及び指定価格を算定した際に用いた燃料費の期間、市場価格調整額の想定についてご教示いただけますでしょうか？	指定価格は、需要家の希望電力量に対して、基本料金、従量料金等を含めた需要家が許容できる電力料金総額となります。この総額には、消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金は含みません。 小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	仕様書 ８ 指定需要家への供給（４） 契約書案 第10条 第1項、第2項	11月20日
38	06_「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者へ	4	15	容量市場	「（１）容量市場収入の取扱い 企業局が電力広域的運営推進機関と締結した容量確保契約により得る収入については、電力の売却による収入との精算を行わないものとする。」 「（２）容量確保契約金額 2026年度（令和8年度）、2027年度（令和9年度）及び2028年度（令和10年度）を実需給期間とする容量確保契約金額については、参加資格を有すると認められたものに対して提示する。」 との記載がありますが、容量市場収入のkW価値は、本件落札者との相対契約において含まれるものであり、その対価を考慮した入札価格とするという考え方でよろしいのでしょうか。そのため、落札価格に基づく相対契約に当該価値が内包されているため、電力売却による精算とは別に当該価値の精算は別途行うことはしない、と解釈すればよろしいのでしょうか。	容量市場収入の精算は行いません。	仕様書 15 容量市場 契約書案 第12条	11月20日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
39	08_【別紙2】供給地点リスト表				No11の施設について、既存契約として自家発補給電力契約があるが、こちらは本件落札者の契約対象となるのでしょうか？また契約対象となる場合、参加資格を有すると認められたものに提示されることとなっている各指定需要家ごとの指定価格に含まれているのでしょうか？	自家発補給電力契約の取扱については、小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。		11月20日
40	11_【別紙5】指定需要家における令和6年度の受電地点毎の受電電力量実績（30分間値）	【別紙5-2】		No.9供給地点の受電電力量実績値の参考値（30分間値）（単位：kWh）	参考値として、同需要家の保有する別施設の受電電力量実績値をいただいておりますが、2024年8月分しかございません。別施設であれば、年間データがあろうかと思いますが、12ヶ月分の30分データをいただくことは可能でしょうか？	参考値のため、単月としております。		11月20日
41	11_【別紙5】指定需要家における令和6年度の受電地点毎の受電電力量実績（30分間値）	【別紙5-2】		No.9供給地点の受電電力量実績値の参考値（30分間値）（単位：kWh）	参考値として、同需要家の保有する別施設の受電電力量実績値をいただいておりますが、8月の月間電力使用量が142,219kWh/月、30分最大値が238kWとなっております。一方で、「【別紙2】供給地点リスト表」におけるNo9の契約電力および年間受電電力量は上記負荷パターンよりも格段に大きい需要であると想定できます。別紙5－2で提供いただいた参考データについては、新設されるNo9の施設と同様の用途であり、負荷パターンは参考データを比例的に増加させたものと理解して良いのでしょうか？	新設されるNo9の施設は、同様の用途であり、負荷パターンは参考データを比例的に増加させたものと考えてください。		11月20日
42	12_【別紙6】対象発電所における令和5年度の発電所毎の翌日計画値、計画変更値及び実績値（30分間値）	統合データ			各発電所の2024年度分の発電データを提示いただいているが、同様のデータについて2023年度・2022年度についてもご提供いただけないか？	別紙Bにより発電データを提供します。	別紙B	11月20日
43	仕様書	1	5	売却電力量	・別紙1のExcelデータをご提供いただくことは可能でしょうか。（可能であれば30分値48コマのデータをいただきたいと思います。）	月単位の過去実績から目標を算出しているため目標売却電力量を30分値で提供することはできません。	仕様書 5 売却電力量	11月20日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
44	仕様書	3	9	発電計画	・ 翌日等発電計画の通知期限が毎日 2 時間毎、奇数時間帯と記載がございますが、協議などで通知の回数を減少することは可能でしょうか。(発電計画に変更が生じた場合のみ等)	変更が生じた場合のみのご連絡は原則として対応できません。	仕様書 9 発電計画 契約書案 第17条 運用申合書	11月20日
45					・ 発電計画の変更について過去実績で変更は最大1日何回ありますでしょうか。	流れ込み式発電所は、常に最新の値を反映しますので、送付する度に変更になる場合があります。	仕様書 9 発電計画 契約書案 第17条 運用申合書	11月20日
46					・ 天候等により発電量が変更になる場合、1コマ最大でどのくらいの数量が変わりますでしょうか。(【例】6,000kWh→0kWhに発電量が減る等)また、過去に実際に変更した際のExcel等あればご提供いただくことは可能でしょうか。	別紙 6 の翌日計画値、計画変更値および実績値をご確認ください。	仕様書 9 発電計画 契約書案 第17条 運用申合書	11月20日
47					・ 夜間の(17時以降)の変更はありますでしょうか。ある場合、変更に対応できない場合どのような対応になりますでしょうか。	夜間であっても、発電所・送電線の事故、降雨による出水等によって、緊急的な変更が生じることはあります。また、国土交通省直轄ダムの運用に従属して発電する発電所もあるため、国土交通省から指示があった場合は時刻を問わず変更となります。緊急で変更となった場合、事前に変更をお知らせすることはできません。	仕様書 9 発電計画 契約書案 第17条 運用申合書	11月20日
48					・ 計画変更があった場合、メールにてExcelでご連絡いただけますでしょうか。また、変更部分を色付け等で明確にいただけますでしょうか。	変更部分の色付け等については予定しておりません。	仕様書 9 発電計画 契約書案 第17条 運用申合書	11月20日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
49					・発電計画について、30分単位48コマのkWh表記のエクセルで頂くことは可能でしょうか。また、週間か月間どちらになりますでしょうか。	発電計画は、週間計画及び翌日計画は30分単位の48コマのkWh表記のExcelで送付いたします。月間計画は週単位で平日、休日ごとの最大・最小値をkW単位標記のExcelで送付いたします。 別紙3の電力需給に関する運用申合書（案）の様式をご確認ください。	仕様書 9 発電計画 契約書案 第17条 運用申合書	11月20日
50					・直近過去2年間の実績データを30分値のExcelにてご提供いただくことは可能でしょうか。	別紙Bにより発電データを提供します。	別紙B	11月20日
51					弊社は1施設1枚の請求書作成となり、分割請求は対応不可となっております。 なお、分割支払いに関しましては、事前に内訳をお知らせしていただくことで対応可能となります。 ご了承いただけますか。[例：庁舎 〇,〇〇〇円 業者A 〇,〇〇〇円 業者B 〇,〇〇〇円]	請求書作成については、小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。 企業局への支払いに関しては、問題ございません。		11月20日
52					当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が燃料費(等)調整の見直しを伴う料金見直しをした場合、割引率を変えずに同等の変更をお願いさせていただきますが、その際は協議いただけますか。	小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給（4） 契約書案 第10条 第1項、第2項	11月20日
53					弊社ではみなし小売電気事業者と同等の燃料費等調整単価を適用しておりますが、2025年4月より市場価格調整においては下記の対応としております。よろしいでしょうか。 みなし小売電気事業者：「検針日が毎月1日」「検針日が毎月2日から月末までのいずれか」 弊社：全て「検針日が毎月2日から月末までのいずれか」を適用 ※「検針日が毎月1日」の確定値は翌月初に公表されているが、請求作業の都合で同単価の適用が極めて困難となったため	小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給（4） 契約書案 第10条 第1項、第2項	11月20日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
54					みなし小売電気事業者の「ベーシックプラン」と同等の料金メニューでの応札は可能でしょうか。（従量料金単価の季節区分がなく、同一単価となります）	小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給（4） 契約書案 第10条 第1項、第2項	11月20日
55					入札書等の様式はデータ（Excel又はWord）でご交付いただけますか。	申し訳ございませんが、交付できません。		11月20日
56					現在の契約者（売却先事業者）及び売却単価（税抜き 円/kWh）をご教示いただけますでしょうか。	現在の地産地消型PPAに係る契約者及び売却単価は以下のとおりです。 ①R5年度募集地産地消型PPA 契約者：丸紅新電力株式会社 売却単価：15円/kWh ②R6年度募集地産地消型PPA 契約者：TGオクトパスエナジー株式会社 売却単価：15円/kWh		11月20日
57					直近1年における定期点検時期等が分かる資料をご提供いただけますでしょうか。	別紙Dにより、R6年度における作業停止実績（3日以上 の停止）の資料を提供します。	別紙D	11月20日
58					直近1年間における何らかのトラブルによる計画外停止が発生した回数およびそれぞれの停止期間をご教示いただけますでしょうか。	事故等による計画外停止は別紙Cのとおりです。	別紙C	11月20日
59	仕様書	2	8		需要家への販売価格の「上限」が指定されているということは、これより下の価格で販売する可能性があるということでしょうか。	指定価格は、需要家の希望電力量に対して、基本料金、従量料金等を含めた需要家が許容できる電力料金総額となります。この総額には、消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金は含みません。	仕様書 8 指定需要家への供給（4） 契約書案 第10条 第1項、第2項	11月20日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
60	仕様書	2	8		指定価格の上限の範囲内で提示したにもかかわらず、指定需要家が契約を結ばないという選択をすることはないという理解で良いでしょうか。	指定需要家は、電力需給契約の締結が不合理と判断した場合には契約しないことができます。		11月20日
61	仕様書	2	8		指定需要家に付与したのちに余った非化石証書は買受人に帰属するのでしょうか。	買受人に帰属します。	仕様書 14 非化石価値等	11月20日
62	仕様書	2	8		全ての需要家が3年契約を前提としているという理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、新設されるNo9の施設はR9年度途中からの電力供給となります。	仕様書 8 指定需要家への供給（4） 契約書案 第10条 第1項、第2項	11月20日
63	仕様書	2	8		指定需要家の法人がどのような業種かなどをおおまかに教えていただくことは可能でしょうか。	主に製造業となりますが、小売業等も含まれます。		11月20日
64	仕様書	2	6		「指定需要家の承諾後」は具体的にいつでしょうか。	落札者決定後、指定需要家の承諾が取れ次第、速やかに通知します。		11月20日
65	契約書	4	14		発電側課金の扱いについて、仕様書と契約書で矛盾が生じているうに見受けられます（前者は買受人負担、後者は企業局負担）。最終的な負担者は買受人としている仕様書が正しいとすると、契約書の文言は契約時に修正するという認識でよろしいでしょうか。	仕様書のとおり買受人負担が正しいです。契約書に齟齬がある場合は、協議の上、修正等行います。	仕様書 16 系統連系受電サービス料金（発電側課金）（4） 契約書案 第14条 第3項	11月20日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
66					【需要家の供給単価について】 ①需要家への供給において、対象発電所の発電を超える需要部分は、指定価格（上限価格）とは別に、調整費を設けられるか（不足部分についても調整費なしの完全固定価格でないといけないか）。 ②また、調整費が設けられる場合、上限はあるのか、独自燃調の適用は可能か。 ③小売りではコントロールできない、託送料金、損失率について、契約期間内に単価変更があった場合は、その単価について、電気料金に反映できるか。 ④また、容量拠出金についても毎年単価が変わるが、年度ごとに変更は可能か。 ⑤指定単価には、託送料金、損失率、容量拠出金の変動を踏まえた金額が含まれるか。（含まれなかった場合、今後それらの変更があった場合には、上限を超えた金額も請求ができるか。）	指定価格は、需要家の希望電力量に対して、基本料金、従量料金等を含めた需要家が許容できる電力料金総額となります。この総額には、消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金は含みません。 小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	仕様書 8 指定需要家への供給（4） 契約書案 第10条 第1項、第2項	11月20日